

小樽市空家等流通プラットフォーム事業実施要綱

制定 令和6年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市と協定を締結している公益社団法人北海道宅地建物取引業協会小樽支部、公益社団法人全日本不動産協会北海道本部、札幌弁護士会、札幌司法書士会、北海道行政書士会及び北海道建築士事務所協会小樽支部（以下これらを「専門家団体」という。）が、連携して流通が困難な空家等についての対策をするために構築した小樽市空家等流通プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等及び空き地で、市内に所在するものをいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有権又は売買若しくは賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 協力事業者等 専門家団体に属する会員で、プラットフォームに係る取組に賛同し、名簿に登録した事業者等をいう。
- (4) 協力事業者 協力事業者等の内、事案に応じて市長が必要と認めた事業者等をいう。
- (5) 対策 売買・賃貸、利活用、除却又は跡地利用等の処理手段をいう。

(プラットフォーム事務局)

第3条 プラットホーム事務局（以下単に「事務局」という。）は、小樽市に置くものとし、所有者等と協力事業者等をつなぐ窓口機能、情報整理、取りまとめ等の業務を行うものとする。

(所有者等の意向確認)

第4条 事務局は、所有者等から空家等の利活用や流通等の相談（利活用や流通等が容易な案件又は既に業務を業者へ依頼しているものを除く。）を受けたときは、プラットフォームへの物件情報又は個人情報の提供について所有者等の意向を確認するものとする。

2 前項の規定による意向確認の結果、所有者等がプラットフォームへの情報提供を希望したときは、個人情報の提供に関する同意書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

(物件情報の提供)

第5条 市長は、前条第2項に規定する同意書が提出されたときは、協力事業者へ物件情報カルテ（様式第2号）を提供し、対策の検討を依頼するものとする。

(空家等対策の検討)

第6条 協力事業者は、市長から前条に規定する物件情報カルテの提供があったときは、所有者等の意向を踏まえた対策を検討するものとする。

2 前項に規定する検討の結果、協力事業者から対策の提案があるときは、事務局を経由し所有者等へ対策を提案（問題解決又は改善に必要な概算費用等を含む。）するものとする。この

場合において、所有者等が協力事業者（複数の協力事業者から提案があるときは、所有者等が希望する協力事業者）との交渉を希望するときは、事務局に報告するものとする。

- 3 事務局は、所有者等から前項に規定する報告を受けたときは、当該協力事業者へ所有者等の個人情報を与え、直接交渉するよう依頼するものとする。
- 4 協力事業者は、所有者等との交渉の結果、対策を実施することとしたときは、契約に関する書面等を提示し双方合意の上で契約を締結するものとする。
- 5 協力事業者が複数で業務を実施する場合は、必要に応じて協力事業者との間で十分調整して業務を実施するものとする。
- 6 第4項に規定する契約は、所有者等の責任において行うこととし、事務局は直接関与しないものとする。
- 7 協力事業者は、第3項に規定する交渉及び第4項に基づく契約の結果を速やかに事務局へ報告するものとし、当該業務が完了した場合も同様とする。

（会議の開催）

- 第7条** 協力事業者は、空家等の対策の検討に当たり、他の協力事業者との情報共有や意見交換が必要と判断したときは、会議の開催を事務局へ依頼することができる。
- 2 会議の開催は不定期とし、事務局が選定した協力事業者へ出席を依頼するものとする。

（情報の共有）

- 第8条** 市長は、必要に応じてプラットフォームの成功事例を専門家団体及び協力事業者等へ情報提供するとともに、小樽市のホームページ等で広く周知を図るものとする。

（苦情又は紛争の処理）

- 第9条** この要綱に基づいて行う協力事業者等が行う業務に関して、苦情又は紛争が発生したときは、それぞれ担当した協力事業者の責任において速やかに解決を図るものとする。

（個人情報の取扱い）

- 第10条** 小樽市及び協力事業者等は、当該事業により取得した個人情報を、当該事業に係る業務を処理する目的以外に利用し又は第三者へ提供してはならない。
- 2 第2条第3号に規定する名簿に登録を希望する事業者等は、秘密保持に関する誓約書（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

（委任）

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小樽市と協力事業者等が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。